

年管管発0901第6号
平成29年9月1日

地方厚生(支)局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正等について

障害認定基準及び診断書様式の改正については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」(平成29年9月1日年管管発0901第1号日本年金機構理事長あて厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知。別添1)及び「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書様式の改正等について」(平成29年9月1日年管管発0901第5号日本年金機構事業推進部門(年金給付)担当理事あて厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「課長通知」という。別添2)のとおり改正し、平成29年12月1日から施行することとしたところである。

については、貴管内市区町村に対し、障害認定基準及び診断書様式の改正について周知されたい。

あわせて、課長通知別添の周知用リーフレットについて市区町村の窓口を設置する等、血液・造血器疾患による障害の認定基準に係る改正の周知について市区町村に御協力いただけるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、新様式による診断書様式及び周知用リーフレットについては、日本年金機構(年金事務所)から各市区町村へ配布することとしていることを申し添える。

年管発 0901 第 1 号
平成 29 年 9 月 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱っているところであるが、血液・造血器疾患について近年の医学的知見を反映するため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙のとおり改正し、平成 29 年 12 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた同法の規定による改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添える。

(別紙)

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第14節／血液・造血器疾患による障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																																																					
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第14節／血液・造血器疾患による障害</p> <p>血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 血液・造血器疾患は、<u>臨床像から血液・造血器疾患を次のように大別する。</u></p> <p>ア <u>赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）</u></p> <p>イ <u>血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）</u></p> <p>ウ <u>白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）</u></p> <p>(2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、<u>発熱、頭痛、めまい、知覚異常、紫斑、月経過多、骨痛、関節痛等の自覚症状、黄疸、心雑音、舌の異常、易感染性、出血傾向、血栓傾向、リンパ節腫脹、肝腫、脾腫等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査としては、<u>血球算定検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体検査、遺伝子検査、細胞表面抗原検査、画像検査（CT検査・超音波検査など）</u>等がある。</p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第14節／血液・造血器疾患による障害</p> <p>血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 血液・造血器疾患は、<u>医学研究の進歩によって、診断、治療法が特に著しく変化しつつある。</u></p> <p><u>したがって、血液・造血器疾患の分類は、研究者の見解によって多少異なる分類法がなされている。</u></p> <p>(2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、頭痛、めまい、知覚異常、<u>出血傾向、骨痛、関節痛等の自覚症状、発熱、黄疸、心雑音、舌の異常、感染、出血斑、リンパ節腫大、血栓等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査成績としては、<u>血液一般検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、血液ガス分析、超音波検査、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体分析、遺伝子分析、骨シンチグラム等</u>がある。</p> <p>(4) <u>血液一般検査での検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">検査項目</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="3">異常値</th> </tr> <tr> <th>軽度</th> <th>中等度</th> <th>高度</th> </tr> <tr> <th>以上～未満</th> <th>以上～未満</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">末梢血液</td> <td>ヘモグロビン濃度</td> <td>g/dl</td> <td>9～10</td> <td>7～9</td> <td>7未満</td> </tr> <tr> <td>赤血球数</td> <td>万/μl</td> <td>300～350</td> <td>200～300</td> <td>200未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">血液</td> <td>白血球数</td> <td>個/μl</td> <td>2,000～4,000</td> <td>1,000～2,000</td> <td>1,000未満</td> </tr> <tr> <td>顆粒球数</td> <td>個/μl</td> <td>1,000～2,000</td> <td>500～1,000</td> <td>500未満</td> </tr> <tr> <td>リンパ球数</td> <td>個/μl</td> <td>600～1,000</td> <td>300～600</td> <td>300未満</td> </tr> <tr> <td>血小板数</td> <td>万/μl</td> <td>5～10</td> <td>2～5</td> <td>2未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">骨髄</td> <td>有核細胞</td> <td>万/μl</td> <td>5～10</td> <td>2～5</td> <td>2未満</td> </tr> <tr> <td>巨核球数</td> <td>/μl</td> <td>30～50</td> <td>15～30</td> <td>15未満</td> </tr> <tr> <td>リンパ球</td> <td>%</td> <td>20～40</td> <td>40～60</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>出血時間(Duke法)</td> <td>分</td> <td>6～8</td> <td>8～10</td> <td>10以上</td> </tr> <tr> <td>A P T T (基準値)</td> <td>秒</td> <td>基準値の1.5倍～2倍</td> <td>基準値の2倍～3倍</td> <td>基準値の3倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	単位	異常値			軽度	中等度	高度	以上～未満	以上～未満	—	末梢血液	ヘモグロビン濃度	g/dl	9～10	7～9	7未満	赤血球数	万/μl	300～350	200～300	200未満	血液	白血球数	個/μl	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満	顆粒球数	個/μl	1,000～2,000	500～1,000	500未満	リンパ球数	個/μl	600～1,000	300～600	300未満	血小板数	万/μl	5～10	2～5	2未満	骨髄	有核細胞	万/μl	5～10	2～5	2未満	巨核球数	/μl	30～50	15～30	15未満	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上	出血時間(Duke法)	分	6～8	8～10	10以上	A P T T (基準値)	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上
検査項目	単位			異常値																																																																		
				軽度	中等度	高度																																																																
		以上～未満	以上～未満	—																																																																		
末梢血液	ヘモグロビン濃度	g/dl	9～10	7～9	7未満																																																																	
	赤血球数	万/μl	300～350	200～300	200未満																																																																	
血液	白血球数	個/μl	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満																																																																	
	顆粒球数	個/μl	1,000～2,000	500～1,000	500未満																																																																	
	リンパ球数	個/μl	600～1,000	300～600	300未満																																																																	
	血小板数	万/μl	5～10	2～5	2未満																																																																	
骨髄	有核細胞	万/μl	5～10	2～5	2未満																																																																	
	巨核球数	/μl	30～50	15～30	15未満																																																																	
	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上																																																																	
出血時間(Duke法)	分	6～8	8～10	10以上																																																																		
A P T T (基準値)	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上																																																																		

(4) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

(5) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

ア 赤血球系・造血不全疾患 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)

A表

区分	臨床所見
Ⅰ	1 高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
Ⅱ	1 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
Ⅲ	1 軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

(5) 個別の各疾患に用いる検査法は、それぞれ異なっており、さらに、前記(4)に示した検査項目の他にも免疫学的検査を中心にした様々な特殊検査があり、診断、治療は日々進歩している。

さらに、血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態も様々である。

したがって、検査成績のみをもって障害の程度を認定することなく、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(6) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

(7) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

ア 難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)

障害の程度	障害の状態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅰ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの(ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄の1に該当するもの)で、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅱ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの(ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄の1に該当するもの)で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅲ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの(ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄の1に該当するもの)で、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨床所見
Ⅰ	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
Ⅱ	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
Ⅲ	1 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

B表

区分	検査所見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/ μ L未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/ μ L未満のもの (2) 好中球数が500/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/ μ L未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL以上9.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/ μ L以上6万/ μ L未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/ μ L以上2,000/ μ L未満のもの (2) 好中球数が500/ μ L以上1,000/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が6万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/ μ L以上3,300/ μ L未満のもの (2) 好中球数が1,000/ μ L以上2,000/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの

イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

A表

区分	臨床所見
I	1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの
II	1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの
III	1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの

（注） 補充療法は、凝固因子製剤（代替医薬品やインヒビター治療薬の投与を含む。）の輸注、血小板の輸血、新鮮凍結血漿の投与などを対象にする。

B表

区分	検査所見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/ μ L未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/ μ L未満のもの (2) 顆粒球数が500/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/ μ L未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/ μ L未満のもの (2) 巨核球数が15/ μ L未満のもの (3) リンパ球が60%以上のもの (4) 赤芽球が5%未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL以上9.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/ μ L以上300万/ μ L未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/ μ L以上2,000/ μ L未満のもの (2) 顆粒球数が500/ μ L以上1,000/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの (2) 巨核球数が15/ μ L以上30/ μ L未満のもの (3) リンパ球が40%以上60%未満のもの (4) 赤芽球が5%以上10%未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が300万/ μ L以上350万/ μ L未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/ μ L以上4,000/ μ L未満のもの (2) 顆粒球数が1,000/ μ L以上2,000/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの (2) 巨核球数が30/ μ L以上50/ μ L未満のもの (3) リンパ球が20%以上40%未満のもの (4) 赤芽球が10%以上15%未満のもの

イ 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

障害の程度	障害の状態
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表III欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表III欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨床所見
I	1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの
II	1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの
III	1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの

B表

区分	検査所見
I	1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの 2 血小板数が2万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの
II	1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの
III	1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 2 血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの

(注1) 凝固因子活性は、凝固第〔II・V・VII・VIII・IX・X・XI・XIII〕因子とフォンヴィレブランド因子のうち、最も数値の低い一因子を対象にする。

(注2) 血栓疾患、凝固因子欠乏症でインヒビターが出現している状態及び凝固第I因子（フィブリノゲン）が欠乏している状態の場合は、B表（検査所見）によらず、A表（臨床所見）、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。

ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

A表

区分	臨床所見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの
III	継続的ではないが治療が必要なもの

(注1) A表に掲げる治療とは、疾病に対する治療であり、輸血などの主要な症状を軽減するための治療（対症療法）は含まない。

(注2) A表に掲げる治療に伴う副作用による障害がある場合は、その程度に応じて、A表の区分をII以上とする（Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)のグレード2以上の程度を参考とする。）。

B表

区分	検査所見
I	1 出血時間（デューク法）が10分以上のもの 2 APTTが基準値の3倍以上のもの 3 血小板数が2万/ μ L未満のもの
II	1 出血時間（デューク法）が8分以上10分未満のもの 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 3 血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの
III	1 出血時間（デューク法）が6分以上8分未満のもの 2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 3 血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの

ウ 造血器腫瘍群（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

障害の程度	障害の状態
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表III欄に掲げる所見があり、B表III欄に掲げる所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨床所見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 急性転化の症状を示すもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
III	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの

B表

区分	検査所見
I	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの
II	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0 g/dL以上10.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL以上1,000/μL未満のもの

(6) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

特に、輸血や補充療法により検査数値が一時的に改善する場合は、治療前の検査成績に基づいて行うものとする。

(7) 血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態によって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、認定に当たっては前記(5)のA表及びB表によるほか、他の一般検査、特殊検査及び画像診断等の検査成績、病理組織及び細胞所見、合併症の有無とその程度、治療及び病状の経過等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(8) 造血幹細胞移植の取扱い

ア 造血幹細胞移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、移植片対宿主病（GVHD）の有無及びその程度、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 慢性GVHDについては、日本造血細胞移植学会（ガイドライン委員会）において作成された「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類を参考にして、認定時の具体的な日常生活状況を把握し、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に認定する。

ウ 障害年金を支給されている者が造血幹細胞移植を受けた場合は、移植片が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

B表

区分	検査所見
I	1 病的細胞が出現しているもの 2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL未満のもの 5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの 6 C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの 7 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの
II	1 白血球数が正常化し難いもの 2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	白血球が増加しているもの

(8) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(9) 急性転化では、その発症の頻度、寛解に至るまでの経過を参考にして認定する。

(10) 血液・造血器疾患は、一般検査、特殊検査の検査成績等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

<参考>「有害事象共通用語規準v4.0日本語訳JCOG版」より抜粋

Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)

クイックリファレンスQuick Reference

NCI有害事象共通用語規準v4.0は、有害事象（AE）の評価や報告に用
いることができる記述的用語集である。また各AEについて重症度の
スケール（Grade）を示している。

グレード Grades

Grade はAE の重症度を意味する。CTCAE ではGrade 1-5 を以下の原
則に従って定義しており、各AE の重症度の説明を個別に記載して
いる：

Grade 1 軽症；症状がない，または軽度の症状がある；臨床所見また
は検査所見のみ；治療を要さない

Grade 2 中等症；最小限/局所的/非侵襲的治療を要する；年齢相応の
身の回り以外の日常生活動作の制限*

Grade 3 重症または医学的に重大であるが，ただちに生命を脅かすも
のではない；入院または入院期間の延長を要する；活動不能/動作
不能；身の回りの日常生活動作の制限**

Grade 4 生命を脅かす；緊急処置を要する

Grade 5 AE による死亡

Grade 説明文中のセミコロン（;）は「または」を意味する。

日常生活動作 Activities of Daily Living (ADL)

*身の回り以外の日常生活動作（instrumental ADL）とは食事の準備
、日用品や衣服の買い物、電話の使用、金銭の管理などをさす。

**身の回りの日常生活動作（self care ADL）とは入浴、着衣・脱衣
、食事の摂取、トイレの使用、薬の内服が可能で、寝たきりではな
い状態をさす。

<参考>「造血細胞移植ガイドライン」より抜粋

表6 慢性GVHD の臓器別スコア

	スコア0	スコア1	スコア2	スコア3
皮膚	無症状	< 18% BSA, 硬化病変なし	19 ~ 50% BSA あるいは浅在性硬化病変(つまみあげられる)	> 50% BSA あるいは深在性硬化病変(つまみあげられない)
口腔	無症状	軽症, 経口摂取に影響なし	中等症, 経口摂取が軽度障害される	高度障害, 経口摂取が高度に障害される
眼	無症状	軽度dry eye。日常生活に支障なし(点眼1日3回まで), 無症状の角結膜炎	中等度dry eye。日常生活に軽度支障あり(点眼1日4回以上), 視力障害なし	高度dry eye。日常生活に高度支障あり, 眼症状のため労働不可, 視力障害
消化管	無症状	嚥下困難, 食欲低下, 嘔気, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重減少を伴わない。	5~ 15%の体重減少を伴う消化器症状	15%以上の体重減少を伴う消化器症状あるいは食道拡張
肝	無症状	Bil, ALP, AST, ALTの正常上限の2倍以内の上昇	Bil > 3mg/dL あるいはBil, 他の酵素の正常上限の2~5倍の上昇	Bil, 他の酵素の正常上限の5倍以上の上昇
肺	無症状 FEV ₁ ^{*1} > 80%or LFS [*] ₂ = 2	階段昇降時息切れFEV ₁ : 60 ~ 79%or LFS: 3 ~ 5	歩行時息切れFEV ₁ : 40 ~ 59%or LFS: 6 ~ 9	安静時息切れFEV ₁ < 39% or LFS: 10 ~ 12
関節・筋膜	無症状	日常生活に影響しない軽度の拘縮, 可動制限	日常生活に支障のある拘縮, 可動制限, 筋膜炎による紅斑	日常生活に高度支障をきたす拘縮, 可動制限(靴紐結び, ボタンがけ, 着衣など不能)
性器	無症状	内診で軽度異常あるが軽度不快程度で性交痛なし	内診で中等度異常あり, 不快あり	内診で高度異常あり, 内診不応, 性交痛あり

*1 FEV₁: % predicted, *2 LFS: Lung Function Score; FEV score + DLCO score.

FEV score, DLCO score はともに > 80% = 1, 70 ~ 79% = 2, 60 ~ 69% = 3, 50 ~ 59% = 4,

40 ~ 49% = 5, 30 ~ 39% = 6

慢性GVHD の重症度は, 各臓器別にスコアリングを行い, 決定する。

慢性GVHD（移植片対宿主病）の全般的重症度（NIH）

● 軽症

1か所あるいは2か所の臓器障害で各臓器スコアが1を超えない、かつ肺病変を認めない。

● 中等症

① 3か所以上の臓器障害を認めるが、各臓器スコアは1を超えない。

② 肺以外の1臓器以上でスコア2の障害を認める。

③ スコア1の肺病変のいずれか

● 重症

① 少なくとも1つの臓器でスコア3の臓器障害を認める。

② スコア2あるいは3の肺病変のいずれか

付記

皮膚：スコア2以上の皮膚病変を認める場合に全般的重症度に換算される。

肺：FEV1を全般的重症度の換算に用いる。

はっきりとしたGVHD以外の原因による臓器障害がある場合には、その臓器は換算しない。

GVHDを含む複数の原因による臓器障害である場合は、そのまま換算する。

年管管発 0901 第 5 号
平成 29 年 9 月 1 日

日本年金機構事業推進部門（年金給付）担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
様式の改正等について

平成 29 年 9 月 1 日付け年管発 0901 第 1 号をもって、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」が、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い診断書（血液・造血器の障害用）様式第 120 号の 7 を別紙のとおり改正し、平成 29 年 12 月 1 日から適用することとしたので通知する。

現況届用診断書については、今回の診断書（血液・造血器の障害用）の改正を踏まえ、今回の診断書の改正と同内容の変更を行われたい。

なお、平成 29 年 12 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することが可能である。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。

また、別添の周知用リーフレットについて年金事務所等の窓口を設置する等、血液・造血器疾患による障害の認定基準に係る改正の周知についてよろしくお取り計らい願いたい。

(別紙)

◎ 診断書（血液・造血器の障害用）〔様式第120号の7〕 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(表面)</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名</p> <p>昭和 平成 年 月 日生 (歳) <u>性 別</u> 男・女</p> <p>住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>都道</u> <u>郡市</u> 府 県 区</p> <p>① ~ ⑧ (略)</p> <p>⑨ 現在までの治療の内容、<u>反応</u>、<u>期間</u>、<u>経過</u>、その他の参考となる事項</p> <p>⑩ ~ ⑫ (略)</p>	<p>(表面)</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名</p> <p>昭和 平成 年 月 日生 (歳) 男・女</p> <p>住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>郡市</u> <u>町区</u> 区 村</p> <p>① ~ ⑧ (略)</p> <p>⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項</p> <p>⑩ ~ ⑫ (略)</p>

⑬ 血液・造血器（平成 年 月 日現症）

1 臨床所見

(1) 自覚症状

易疲労感（無・有・著）
 動悸（無・有・著）
 息切れ（無・有・著）
 発熱（無・有・著）
 紫斑（無・有・著）
 月経過多（無・有・著）
 関節症状（無・有・著）

(2) 他覚所見

易感染性（無・有・著）
 リンパ節腫脹（無・有・著）
 出血傾向（無・有・著）
 血栓傾向（無・有・著）
 肝腫（無・有・著）
 脾腫（無・有・著）

(3) 検査成績

ア 末梢血液検査（平成 年 月 日）

※アの欄は、治療を行う前の日付、検査数値を記入してください。

ヘモグロビン濃度 () g/dL
 血小板 () 万/ μ L
 網赤血球 () 万/ μ L
 白血球 () / μ L
 好中球 () / μ L
 リンパ球 () / μ L
 病的細胞 () %

⑬ 血液・造血器（平成 年 月 日現症）

1 臨床所見

(ア) 自覚症状

疲労感（無・有・著）
 動悸（無・有・著）
 息切れ（無・有・著）
 発熱（無・有・著）
 関節症状（無・有・著）
 易感染性（無・有・著）

(イ) 他覚所見

リンパ節腫脹（無・有・著）
 出血傾向（無・有・著）
 紫斑（無・有・著）
 肝腫（無・有・著）
 脾腫（無・有・著）

2 血液検査成績（平成 年 月 日）

(ア) 末梢血液

赤血球	\times 万/ μ L
ヘモグロビン濃度	g/dL
ハマトクリット	%
白血球	/ μ L
顆粒球	/ μ L
単球	%
リンパ球	/ μ L
病的細胞	%
血小板	\times 万/ μ L
網赤血球数	%
血清総蛋白	g/dL

イ 凝固系検査 (平成 年 月 日)

※イの欄は、最も適切に病状が把握できる検査数値及びその日付を記入してください。

凝固因子活性 ((第 因子)) %

vWF 活性 () %

インヒビター (無・有)

A P T T () 秒 (基準値 秒)

P T () 秒 (基準値 秒)

ウ その他の検査

画像検査 (検査名) (平成 年 月 日)

所見 ()

他の検査 (検査名) (平成 年 月 日)

所見 ()

2 治療状況

赤血球輸血 (月 回)

補充療法 (月 回)

血小板輸血 (月 回)

新鮮凍結血漿 (月 回)

造血幹細胞移植 (無・有) 有の場合 (平成 年 月 日)

慢性GVHD (無・有) 有の場合 (軽症・中等症・重症)

所見

3 その他の所見

(裏面)

⑭ ~ ⑱ (略)

(イ)骨髄

有核細胞 ×万/μℓ

巨核球 /μℓ

赤芽球 %

顆粒球 %

リンパ球 %

病的細胞 ‰

顆粒球(G)赤芽球(E)との比(G/E)

(ウ)出血傾向

出血時間 () 法 分

A P T T (基準値 秒) 秒

(エ)その他

CRP	検査値	LDH	施設基準値	検査値

3 輸血の回数及び総量

回 計 ml

(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

4 凝固因子製剤輸注の回数及び量

回 計 ml

(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

5 造血幹細胞移植

無・有 (平成 年 月 日)

経過 ()

6 その他の所見

(裏面)

⑭ ~ ⑱ (略)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～5(2) 略

(3)⑮の2欄は、血液・生化学検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～5(2) 略

(3)⑮の2欄は、血液検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

障害年金に関するお知らせ

平成29年12月1日から 「血液・造血器疾患による障害」の 認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 認定のための検査項目を見直します。

分類区分の名称（主な疾患）	検査項目の主な見直し箇所
① 赤血球系・造血不全疾患 （再生不良性貧血、溶血性貧血 等）	「赤血球数」を削除し、 「網赤血球数」を追加します。
② 血栓・止血疾患 （血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症 等）	「凝固因子活性」を追加します。
③ 白血球系・造血器腫瘍疾患 （白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫 等）	末梢血液中の「赤血球数」を 「ヘモグロビン濃度」に変更します。

2 造血幹細胞移植についての規定を加えます。

- 造血幹細胞移植を受けた方は、移植片対宿主病の有無や程度などを考慮して認定します。

ご不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります。

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること
【20歳前傷病による障害基礎年金】
初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期満期と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
【上記要件を満たせない場合の特例】
初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日（※）に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること
※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、
日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

- また、『ねんきんネット』（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
※ ただし、このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。

年管管発0901第7号

平成29年9月1日

財務省主計局給与共済課長 殿
総務省自治行政局公務員部福利課長 殿
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正等について

障害認定基準及び診断書様式の改正については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成29年9月1日年管発0901第1号日本年金機構理事長あて厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知。別添1）及び「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書様式の改正等について」（平成29年9月1日年管管発0901第5号日本年金機構事業推進部門（年金給付）担当理事あて厚生労働省年金局事業管理課長通知。別添2）のとおり改正し、平成29年12月1日から施行することとしたところである。

これらの改正内容について、貴下共済組合等に対し周知していただくとともに、事務の取扱いについて遺漏なきよう取り扱われたい。

年管発 0901 第 1 号
平成 29 年 9 月 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱っているところであるが、血液・造血器疾患について近年の医学的知見を反映するため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙のとおり改正し、平成 29 年 12 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた同法の規定による改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添える。

(別紙)

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第14節／血液・造血器疾患による障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																																																					
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第14節／血液・造血器疾患による障害</p> <p>血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 血液・造血器疾患は、<u>臨床像から血液・造血器疾患を次のように大別する。</u></p> <p>ア <u>赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）</u></p> <p>イ <u>血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）</u></p> <p>ウ <u>白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）</u></p> <p>(2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、<u>発熱、頭痛、めまい、知覚異常、紫斑、月経過多、骨痛、関節痛等の自覚症状、黄疸、心雑音、舌の異常、易感染性、出血傾向、血栓傾向、リンパ節腫脹、肝腫、脾腫等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査としては、<u>血球算定検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体検査、遺伝子検査、細胞表面抗原検査、画像検査（CT検査・超音波検査など）</u>等がある。</p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第14節／血液・造血器疾患による障害</p> <p>血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 血液・造血器疾患は、<u>医学研究の進歩によって、診断、治療法が特に著しく変化しつつある。</u></p> <p><u>したがって、血液・造血器疾患の分類は、研究者の見解によって多少異なる分類法がなされている。</u></p> <p>(2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、頭痛、めまい、知覚異常、<u>出血傾向、骨痛、関節痛等の自覚症状、発熱、黄疸、心雑音、舌の異常、感染、出血斑、リンパ節腫大、血栓等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査成績としては、<u>血液一般検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、血液ガス分析、超音波検査、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体分析、遺伝子分析、骨シンチグラム等</u>がある。</p> <p>(4) <u>血液一般検査での検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">検査項目</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="3">異常値</th> </tr> <tr> <th>軽度</th> <th>中等度</th> <th>高度</th> </tr> <tr> <th>以上～未満</th> <th>以上～未満</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">末梢血液</td> <td>ヘモグロビン濃度</td> <td>g/dl</td> <td>9～10</td> <td>7～9</td> <td>7未満</td> </tr> <tr> <td>赤血球数</td> <td>万/μl</td> <td>300～350</td> <td>200～300</td> <td>200未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">血液</td> <td>白血球数</td> <td>個/μl</td> <td>2,000～4,000</td> <td>1,000～2,000</td> <td>1,000未満</td> </tr> <tr> <td>顆粒球数</td> <td>個/μl</td> <td>1,000～2,000</td> <td>500～1,000</td> <td>500未満</td> </tr> <tr> <td>リンパ球数</td> <td>個/μl</td> <td>600～1,000</td> <td>300～600</td> <td>300未満</td> </tr> <tr> <td>血小板数</td> <td>万/μl</td> <td>5～10</td> <td>2～5</td> <td>2未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">骨髄</td> <td>有核細胞</td> <td>万/μl</td> <td>5～10</td> <td>2～5</td> <td>2未満</td> </tr> <tr> <td>巨核球数</td> <td>/μl</td> <td>30～50</td> <td>15～30</td> <td>15未満</td> </tr> <tr> <td>リンパ球</td> <td>%</td> <td>20～40</td> <td>40～60</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>出血時間(Duke法)</td> <td>分</td> <td>6～8</td> <td>8～10</td> <td>10以上</td> </tr> <tr> <td>A P T T (基準値)</td> <td>秒</td> <td>基準値の1.5倍～2倍</td> <td>基準値の2倍～3倍</td> <td>基準値の3倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	単位	異常値			軽度	中等度	高度	以上～未満	以上～未満	—	末梢血液	ヘモグロビン濃度	g/dl	9～10	7～9	7未満	赤血球数	万/μl	300～350	200～300	200未満	血液	白血球数	個/μl	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満	顆粒球数	個/μl	1,000～2,000	500～1,000	500未満	リンパ球数	個/μl	600～1,000	300～600	300未満	血小板数	万/μl	5～10	2～5	2未満	骨髄	有核細胞	万/μl	5～10	2～5	2未満	巨核球数	/μl	30～50	15～30	15未満	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上	出血時間(Duke法)	分	6～8	8～10	10以上	A P T T (基準値)	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上
検査項目	単位			異常値																																																																		
				軽度	中等度	高度																																																																
		以上～未満	以上～未満	—																																																																		
末梢血液	ヘモグロビン濃度	g/dl	9～10	7～9	7未満																																																																	
	赤血球数	万/μl	300～350	200～300	200未満																																																																	
血液	白血球数	個/μl	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満																																																																	
	顆粒球数	個/μl	1,000～2,000	500～1,000	500未満																																																																	
	リンパ球数	個/μl	600～1,000	300～600	300未満																																																																	
	血小板数	万/μl	5～10	2～5	2未満																																																																	
骨髄	有核細胞	万/μl	5～10	2～5	2未満																																																																	
	巨核球数	/μl	30～50	15～30	15未満																																																																	
	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上																																																																	
出血時間(Duke法)	分	6～8	8～10	10以上																																																																		
A P T T (基準値)	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上																																																																		

(4) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

(5) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

ア 赤血球系・造血不全疾患 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)

A表

区分	臨床所見
Ⅰ	1 高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
Ⅱ	1 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
Ⅲ	1 軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

(5) 個別の各疾患に用いる検査法は、それぞれ異なっており、さらに、前記(4)に示した検査項目の他にも免疫学的検査を中心にした様々な特殊検査があり、診断、治療は日々進歩している。

さらに、血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態も様々である。

したがって、検査成績のみをもって障害の程度を認定することなく、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(6) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

(7) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

ア 難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)

障害の程度	障害の状態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅰ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの(ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄の1に該当するもの)で、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅱ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの(ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄の1に該当するもの)で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅲ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの(ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄の1に該当するもの)で、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨床所見
Ⅰ	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
Ⅱ	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
Ⅲ	1 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

B表

区分	検査所見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL未満のもの (2) 好中球数が500/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL以上9.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/μL以上6万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの (2) 好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が6万/μL以上10万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上3,300/μL未満のもの (2) 好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの

イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

A表

区分	臨床所見
I	1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの
II	1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの
III	1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの

（注） 補充療法は、凝固因子製剤（代替医薬品やインヒビター治療薬の投与を含む。）の輸注、血小板の輸血、新鮮凍結血漿の投与などを対象にする。

B表

区分	検査所見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が500/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 4 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/μL未満のもの (2) 巨核球数が15/μL未満のもの (3) リンパ球が60%以上のもの (4) 赤芽球が5%未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL以上9.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 4 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/μL以上5万/μL未満のもの (2) 巨核球数が15/μL以上30/μL未満のもの (3) リンパ球が40%以上60%未満のもの (4) 赤芽球が5%以上10%未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が300万/μL以上350万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上4,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 4 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が5万/μL以上10万/μL未満のもの (2) 巨核球数が30/μL以上50/μL未満のもの (3) リンパ球が20%以上40%未満のもの (4) 赤芽球が10%以上15%未満のもの

イ 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

障害の程度	障害の状態
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表III欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表III欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨床所見
I	1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの
II	1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの
III	1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの

B表

区分	検査所見
I	1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの 2 血小板数が2万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの
II	1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの
III	1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 2 血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの

(注1) 凝固因子活性は、凝固第〔II・V・VII・VIII・IX・X・XI・XIII〕因子とフォンヴィレブランド因子のうち、最も数値の低い一因子を対象にする。

(注2) 血栓疾患、凝固因子欠乏症でインヒビターが出現している状態及び凝固第I因子（フィブリノゲン）が欠乏している状態の場合は、B表（検査所見）によらず、A表（臨床所見）、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。

ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

A表

区分	臨床所見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの
III	継続的ではないが治療が必要なもの

(注1) A表に掲げる治療とは、疾病に対する治療であり、輸血などの主要な症状を軽減するための治療（対症療法）は含まない。

(注2) A表に掲げる治療に伴う副作用による障害がある場合は、その程度に応じて、A表の区分をII以上とする（Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)のグレード2以上の程度を参考とする。）。

B表

区分	検査所見
I	1 出血時間（デューク法）が10分以上のもの 2 APTTが基準値の3倍以上のもの 3 血小板数が2万/ μ L未満のもの
II	1 出血時間（デューク法）が8分以上10分未満のもの 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 3 血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの
III	1 出血時間（デューク法）が6分以上8分未満のもの 2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 3 血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの

ウ 造血器腫瘍群（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

障害の程度	障害の状態
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表III欄に掲げる所見があり、B表III欄に掲げる所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨床所見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 急性転化の症状を示すもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
III	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの

B表

区分	検査所見
I	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの
II	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0 g/dL以上10.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL以上1,000/μL未満のもの

(6) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

特に、輸血や補充療法により検査数値が一時的に改善する場合は、治療前の検査成績に基づいて行うものとする。

(7) 血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態によって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、認定に当たっては前記(5)のA表及びB表によるほか、他の一般検査、特殊検査及び画像診断等の検査成績、病理組織及び細胞所見、合併症の有無とその程度、治療及び病状の経過等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(8) 造血幹細胞移植の取扱い

ア 造血幹細胞移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、移植片対宿主病（GVHD）の有無及びその程度、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 慢性GVHDについては、日本造血細胞移植学会（ガイドライン委員会）において作成された「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類を参考にして、認定時の具体的な日常生活状況を把握し、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に認定する。

ウ 障害年金を支給されている者が造血幹細胞移植を受けた場合は、移植片が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

B表

区分	検査所見
I	1 病的細胞が出現しているもの 2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL未満のもの 5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの 6 C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの 7 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの
II	1 白血球数が正常化し難いもの 2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	白血球が増加しているもの

(8) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(9) 急性転化では、その発症の頻度、寛解に至るまでの経過を参考にして認定する。

(10) 血液・造血器疾患は、一般検査、特殊検査の検査成績等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

<参考>「有害事象共通用語規準v4.0日本語訳JCOG版」より抜粋

Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)

クイックリファレンスQuick Reference

NCI有害事象共通用語規準v4.0は、有害事象（AE）の評価や報告に用
いることができる記述的用語集である。また各AEについて重症度の
スケール（Grade）を示している。

グレード Grades

Grade はAE の重症度を意味する。CTCAE ではGrade 1-5 を以下の原
則に従って定義しており、各AE の重症度の説明を個別に記載して
いる：

Grade 1 軽症；症状がない，または軽度の症状がある；臨床所見また
は検査所見のみ；治療を要さない

Grade 2 中等症；最小限/局所的/非侵襲的治療を要する；年齢相応の
身の回り以外の日常生活動作の制限*

Grade 3 重症または医学的に重大であるが，ただちに生命を脅かすも
のではない；入院または入院期間の延長を要する；活動不能/動作
不能；身の回りの日常生活動作の制限**

Grade 4 生命を脅かす；緊急処置を要する

Grade 5 AE による死亡

Grade 説明文中のセミコロン（;）は「または」を意味する。

日常生活動作 Activities of Daily Living (ADL)

*身の回り以外の日常生活動作（instrumental ADL）とは食事の準備
、日用品や衣服の買い物、電話の使用、金銭の管理などをさす。

**身の回りの日常生活動作（self care ADL）とは入浴、着衣・脱衣
、食事の摂取、トイレの使用、薬の内服が可能で、寝たきりではな
い状態をさす。

<参考>「造血細胞移植ガイドライン」より抜粋

表6 慢性GVHD の臓器別スコア

	スコア0	スコア1	スコア2	スコア3
皮膚	無症状	< 18% BSA, 硬化病変なし	19 ~ 50% BSA あるいは浅在性硬化病変 (つまみあげられる)	> 50% BSA あるいは深在性硬化病変 (つまみあげられない)
口腔	無症状	軽症, 経口摂取に影響なし	中等症, 経口摂取が軽度障害される	高度障害, 経口摂取が高度に障害される
眼	無症状	軽度dry eye。日常生活に支障なし(点眼1日3回まで), 無症状の角結膜炎	中等度dry eye。日常生活に軽度支障あり(点眼1日4回以上), 視力障害なし	高度dry eye。日常生活に高度支障あり, 眼症状のため労働不可, 視力障害
消化管	無症状	嚥下困難, 食欲低下, 嘔気, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重減少を伴わない。	5~ 15%の体重減少を伴う消化器症状	15%以上の体重減少を伴う消化器症状あるいは食道拡張
肝	無症状	Bil, ALP, AST, ALTの正常上限の2倍以内の上昇	Bil > 3mg/dL あるいはBil, 他の酵素の正常上限の2~5倍の上昇	Bil, 他の酵素の正常上限の5倍以上の上昇
肺	無症状	階段昇降時息切れ FEV ₁ ^{*1} > 80%or LFS [*] ₂ = 2	歩行時息切れ FEV ₁ : 60 ~ 79%or LFS: 3 ~ 5	安静時息切れ FEV ₁ < 39% or LFS: 10 ~ 12
関節・筋膜	無症状	日常生活に影響しない軽度の拘縮, 可動制限	日常生活に支障のある拘縮, 可動制限, 筋膜炎による紅斑	日常生活に高度支障をきたす拘縮, 可動制限 (靴紐結び, ボタンがけ, 着衣など不能)
性器	無症状	内診で軽度異常あるが軽度不快程度で性交痛なし	内診で中等度異常あり, 不快あり	内診で高度異常あり, 内診不応, 性交痛あり

*1 FEV₁: % predicted, *2 LFS: Lung Function Score; FEV score + DLCO score.

FEV score, DLCO score はともに > 80% = 1, 70 ~ 79% = 2, 60 ~ 69% = 3, 50 ~ 59% = 4,

40 ~ 49% = 5, 30 ~ 39% = 6

慢性GVHD の重症度は, 各臓器別にスコアリングを行い, 決定する。

慢性GVHD（移植片対宿主病）の全般的重症度（NIH）

● 軽症

1か所あるいは2か所の臓器障害で各臓器スコアが1を超えない、かつ肺病変を認めない。

● 中等症

① 3か所以上の臓器障害を認めるが、各臓器スコアは1を超えない。

② 肺以外の1臓器以上でスコア2の障害を認める。

③ スコア1の肺病変のいずれか

● 重症

① 少なくとも1つの臓器でスコア3の臓器障害を認める。

② スコア2あるいは3の肺病変のいずれか

付記

皮膚：スコア2以上の皮膚病変を認める場合に全般的重症度に換算される。

肺：FEV1を全般的重症度の換算に用いる。

はっきりとしたGVHD以外の原因による臓器障害がある場合には、その臓器は換算しない。

GVHDを含む複数の原因による臓器障害である場合は、そのまま換算する。

年管管発0901第5号
平成29年9月1日

日本年金機構事業推進部門（年金給付）担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
様式の改正等について

平成29年9月1日付け年管発0901第1号をもって、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」が、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い診断書（血液・造血器の障害用）様式第120号の7を別紙のとおり改正し、平成29年12月1日から適用することとしたので通知する。

現況届用診断書については、今回の診断書（血液・造血器の障害用）の改正を踏まえ、今回の診断書の改正と同内容の変更を行われたい。

なお、平成29年12月1日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することが可能である。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。

また、別添の周知用リーフレットについて年金事務所等の窓口を設置する等、血液・造血器疾患による障害の認定基準に係る改正の周知についてよろしくお取り計らい願いたい。

(別紙)

◎ 診断書 (血液・造血器の障害用) [様式第 1 2 0 号の 7)] 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(表面)</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名</p> <p>昭和 平成 年 月 日生 (歳) <u>性 別</u> 男・女</p> <p>住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>都道</u> <u>郡市</u> 府 県 区</p> <p>① ~ ⑧ (略)</p> <p>⑨ 現在までの治療の内容、<u>反応</u>、<u>期間</u>、<u>経過</u>、その他の参考となる事項</p> <p>⑩ ~ ⑫ (略)</p>	<p>(表面)</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名</p> <p>昭和 平成 年 月 日生 (歳) 男・女</p> <p>住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>郡市</u> <u>町区</u> 区 村</p> <p>① ~ ⑧ (略)</p> <p>⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項</p> <p>⑩ ~ ⑫ (略)</p>

⑬ 血液・造血器（平成 年 月 日現症）

1 臨床所見

(1) 自覚症状

易疲労感（無・有・著）
動悸（無・有・著）
息切れ（無・有・著）
発熱（無・有・著）
紫斑（無・有・著）
月経過多（無・有・著）
関節症状（無・有・著）

(2) 他覚所見

易感染性（無・有・著）
リンパ節腫脹（無・有・著）
出血傾向（無・有・著）
血栓傾向（無・有・著）
肝腫（無・有・著）
脾腫（無・有・著）

(3) 検査成績

ア 末梢血液検査（平成 年 月 日）

※アの欄は、治療を行う前の日付、検査数値を記入してください。

ヘモグロビン濃度（ ）g/dL
血小板（ ）万/ μ L
網赤血球（ ）万/ μ L
白血球（ ）/ μ L
好中球（ ）/ μ L
リンパ球（ ）/ μ L
病的細胞（ ）%

⑬ 血液・造血器（平成 年 月 日現症）

1 臨床所見

(ア) 自覚症状

疲労感（無・有・著）
動悸（無・有・著）
息切れ（無・有・著）
発熱（無・有・著）
関節症状（無・有・著）
易感染性（無・有・著）

(イ) 他覚所見

リンパ節腫脹（無・有・著）
出血傾向（無・有・著）
紫斑（無・有・著）
肝腫（無・有・著）
脾腫（無・有・著）

2 血液検査成績（平成 年 月 日）

(ア) 末梢血液

赤血球	×万/ μ L
ヘモグロビン濃度	g/dL
ハマトクリット	%
白血球	/ μ L
顆粒球	/ μ L
単球	%
リンパ球	/ μ L
病的細胞	%
血小板	×万/ μ L
網赤血球数	%
血清総蛋白	g/dL

イ 凝固系検査 (平成 年 月 日)

※イの欄は、最も適切に病状が把握できる検査数値及びその日付を記入してください。

凝固因子活性 ((第 因子)) %

vWF 活性 () %

インヒビター (無・有)

A P T T () 秒 (基準値 秒)

P T () 秒 (基準値 秒)

ウ その他の検査

画像検査 (検査名) (平成 年 月 日)

所見 ()

他の検査 (検査名) (平成 年 月 日)

所見 ()

2 治療状況

赤血球輸血 (月 回)

補充療法 (月 回)

血小板輸血 (月 回)

新鮮凍結血漿 (月 回)

造血幹細胞移植 (無・有) 有の場合 (平成 年 月 日)

慢性GVHD (無・有) 有の場合 (軽症・中等症・重症)

所見

3 その他の所見

(裏面)

⑭ ~ ⑱ (略)

(イ)骨髄

有核細胞 ×万/μℓ

巨核球 /μℓ

赤芽球 %

顆粒球 %

リンパ球 %

病的細胞 ‰

顆粒球(G)赤芽球(E)との比(G/E)

(ウ)出血傾向

出血時間 () 法 分

A P T T (基準値 秒) 秒

(エ)その他

CRP	検査値	LDH	施設基準値	検査値

3 輸血の回数及び総量

回 計 ml

(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

4 凝固因子製剤輸注の回数及び量

回 計 ml

(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

5 造血幹細胞移植

無・有 (平成 年 月 日)

経過 ()

6 その他の所見

(裏面)

⑭ ~ ⑱ (略)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～5(2) 略

(3)⑮の2欄は、血液・生化学検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～5(2) 略

(3)⑮の2欄は、血液検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

障害年金に関するお知らせ

平成29年12月1日から 「血液・造血器疾患による障害」の 認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 認定のための検査項目を見直します。

分類区分の名称（主な疾患）	検査項目の主な見直し箇所
① 赤血球系・造血不全疾患 （再生不良性貧血、溶血性貧血 等）	「赤血球数」を削除し、 「網赤血球数」を追加します。
② 血栓・止血疾患 （血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症 等）	「凝固因子活性」を追加します。
③ 白血球系・造血器腫瘍疾患 （白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫 等）	末梢血液中の「赤血球数」を 「ヘモグロビン濃度」に変更します。

2 造血幹細胞移植についての規定を加えます。

- 造血幹細胞移植を受けた方は、移植片対宿主病の有無や程度などを考慮して認定します。

ご不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります。

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること
【20歳前傷病による障害基礎年金】
初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
【上記要件を満たせない場合の特例】
初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日（※）に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること
※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、
日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

- また、『ねんきんネット』（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
※ ただし、このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。